

## 派遣栄養士の会 管理栄養士派遣規約

(目的) 糖尿病を含む生活習慣病等の栄養指導を担当する管理栄養士を医療機関に紹介することにより、糖尿病医療の向上を図ることを目的とする。

(事業) 奈良県糖尿病協会栄養士部会に所属し、かつ派遣栄養士の会に登録された管理栄養士を希望する医療機関に紹介し、医療の質向上に努める。

(紹介する医療機関) 管理栄養士による栄養指導を希望する医療機関

(紹介手続き) 管理栄養士による栄養指導を希望する医療機関の医師は、所定の派遣申し込み用紙に必要事項を記入し、奈良県糖尿病協会派遣栄養士の会事務局へ FAX で送付する。事務局は前項の規定による依頼があったときは内容等を審議して依頼者に適任と認める登録管理栄養士を紹介、通知する。当該医療機関と管理栄養士との雇用契約は当事者間で行うことを原則とする。

(管理栄養士の登録) 奈良県糖尿病協会栄養士部会の会員であって登録条件を満たす者を奈良県糖尿病協会派遣栄養士の会登録管理栄養士として登録簿に登録する。

(管理栄養士の登録条件) 奈良県糖尿病協会派遣栄養の会に登録しようとする者は①管理栄養士の免許保持者であること②奈良県糖尿病協会栄養士部会の会員であること③栄養指導の経験があること④協会主催の糖尿病療養指導学習会に参加すること⑤栄養士会に所属していること の条件を満たしていなければならない。

(月例会)管理栄養士の栄養指導技能向上と指導実績の報告のために月例会をもうけ、研鑽を積むとともに情報交流に努める。

(経費) 登録および紹介に経費の負担は必要としないが、交通費を除く収入の1割を運営費にあてる。

(事務) 事務局が担当する。

(会計) 運営費の管理のために会計1名、会計監査1名をおく。

(その他) この事業に関わる必要事項は派遣栄養士の会員が審議の上定める。

### 附 則

この規約は平成16年5月8日から施行する。